

【ホームレス支援ガイドブックの内容について】

頁数	意見等	対応
表紙	自立支援計画の表紙にある「一人ひとりとの関わりあいを大切に」という県のメッセージをガイドブックの表紙にも記載した方が良いでしょうか。	後述のガイドブックのタイトルでも御意見いただきましたように「～一人ひとりとのつながりを大切に～」と追記しました。
表紙	千葉県のHPにも掲載するのであれば、そのリンク先（QRコード）を表紙に載せてはどうか。	HP作成後に追記します。
全体	相談支援など各支援内容の説明が掲載され、巻末に自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会など連絡先一覧があります。 支援内容の説明ページに連絡先一覧のページ数を記すなどされた方が、分かりやすいかと感じました。 巻末の一覧にも、どの内容を相談出来る場所か分かるようにしてあるとスムーズな活用ができるかと考えました。	支援内容の各説明ページに連絡先一覧のページ数を追記しました。 巻末の一覧については、各事業名とページ数を付すことで一覧表のページの文字数が多くなり、視認性が低くなると考え、そのままとしました。
全体	全体的な内容についての感想になりますが、基本的なことが網羅されており、分かりやすい内容になっていると思いました。	—
全体	すでにホームレス状態となっている方への支援ガイドブックなのか、あるいは今後ホームレス状態に陥らないための予防策としてのガイドブックなのか、読んでいてガイドブックの作成の方向性がはっきりしない印象を受けました。 例えば、今後ホームレス状態に陥るリスクのある方には家計改善を勧めて良いと思いますが、すでにホームレス状態になっている方にはまず生活保護あるいは臨時特例つなぎ資金等を勧めた方が適切だと考えます。 全体として、すでにホームレス状態になっている方向けの緊急措置的な支援を行うためのページと、予防的な対応をまとめたページに分けて整理した方が読みやすいのではないかと感じました。	県として、本ガイドブックは現在ホームレス状態にある方への支援、ホームレス状態に陥りそうな予防策としての支援、ホームレス状態にある方が自立するまでの段階で使用が想定される支援（事業）を網羅的に記載しています。 様々な支援の選択肢があることを各相談支援員等に御理解いただきたいと考えており、支援する中ではじめから選択肢を狭めたくない趣旨のもとこのような構成といたしました。

1頁	冒頭、ホームレスを126人としている根拠はわかりますが、その背後に多数の、住居が不安定な人々の存在があることを書かないでいることが、問題の矮小化につながってしまうように考えます。	県として、現在不安定な居住環境にある方々の実人数を正確に把握できないため、抽象的ではありますが、「作成に当たって」に不安定な居住環境にある方が一定数存在することを追記しました。
3頁	下段○相談から支援までの流れ ⑤モニタリングの後、⇒は⑥に流れているが、ほとんどは完了（通常は「完了」とは言わず、「終結」）にはならず、②生活状況の分析（これも、「モニタリング」を使用するなら「アセスメント」＝日本語で言う、評価と調査とすべき）に戻る⇒が必要です。	追記・修正しました。
5頁	一部削除 【一定の住居を持たない等一定の要件を満たす生活困窮者に対し】 → 【一定の住居を持たない等の生活困窮者に対し】	修正しました。
5頁	一部削除 【衣類そのほか、物資を提供します。】→【衣類等を提供します。】	修正しました。
5頁	修正 【便所】 → 【トイレ】	修正しました。
5頁	○利用申し込みから支援までの流れ→支援の流れ ②支援プラン作成⇒③支援ではなく、②支援プラン作成⇄支援 理由：支援後のモニタリングの役割が支援調整会議にあり、そのモニタリングによって支援内容の変更等が行われるため。	修正しました。
5頁	厚労省の事業「すまコマ」の記載があると良いと思います。	ガイドブックの作成や計画改定の素案作成に際し、『すまこま。』（住まいの困りごと相談サイト）の掲載について国（厚労省）に確認しましたが、単年度事業と整理していることを理由に記載は控えてほしい旨回答を得ております。
7頁	修正 【便所】 → 【トイレ】	修正しました。

7頁	無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設の部分で、問い合わせ先は記載されていますが、こういった流れで入居に至るのか、相談から入居に至るまでのフロー図があるとわかりやすいと思いました。	フロー図の作成について検討しましたが、施設によって入居までの流れが異なる可能性があり、詳細は各施設にご確認いただく想定で作成しております。
8頁	公営住宅の入居資格について、連帯保証人が必要なのかどうかは重要なポイントだと思うので、情報として最低限あった方が良いと思いました。なお、そもそもホームレスの方に連帯保証人になってくれるような方がいるのか疑問です。この項目はホームレス状態に陥る可能性がある方に予防として、家賃を減らす意味で公営住宅への転居を促す主旨で掲載しているのか、あるいは多少金銭を持っている方に家賃の安い住宅を紹介するという主旨から掲載しているものなののでしょうか。いずれにしても、公営住宅を借りるにあたり連帯保証人が必要なのかどうかや、連帯保証人がいない場合には保証会社への保証金が必要になる等、公営住宅に入居するために最低限必要な条件を追記しておいた方が、実際に相談支援を行う際に対応しやすいのではないかと感じました。	県として、本ガイドブックは現在ホームレス状態にある方への支援、ホームレス状態に陥りそうな予防策としての支援、ホームレス状態にある方が自立するまでの段階で使用が想定される支援（事業）を網羅的に記載しています。 様々な支援の選択肢があることを各相談支援員等に御理解いただきたいと考えており、支援する中ではじめから選択肢を狭めたくない趣旨のもとこのような構成といたしました。 連帯保証人の可否については担当課に確認のうえ、追記しました。
9頁	住居に関する相談の項目に、住宅セーフティネット法に関わる制度、組織（千葉県居住支援法人協議会）などの記載の追加があると良いと考えます。	居住支援法人・居住支援協議会について新たに9ページに追加しました。
10頁	○支援の流れ 上記と同様の理由で、②⇒③ではなく、②⇔③とすべき。	修正しました。
11頁	生活保護 ※医療扶助、介護扶助の記述の下段に、追記してはどうですか？ ※生活保護は、最低生活に必要な費用に不足する分を補う制度です。就労収入や年金収入がある場合はその収入では最低生活費に満たない場合、不足分を補います。つまり、生活保護を受給している、「働いてはいけない」「年金をもらえない」というのは誤りです。 理由：生活保護利用者から、よく伺う話です。生活保護制度の仕組みを理解していない利用者が多く「働くとは生活保護費を減らされる」などというのも支援者が言うてしまうことがあり、誤解の原因のひとつです。	生活保護制度とは？の後に補足として、文章を一部修正のうえ追記しました。

12頁	○主な対象者 ・DV被害者等ではなく、虐待やDVを受けている方 理由：被虐待者は、措置の場合、費用は無料のことが多いと思いますが、措置に至らない場合も現状では多いと聞きます。千葉県高齢者虐待専門職チーム（弁護士会、社会福祉士会協力の県高齢担当課）の実情。このような理由から措置ではない場合でも、虐待・DV被害者が利用できるのであれば、明記すべきと思います。	修正しました。
13頁	○相談から支援までの流れ 横図のフローチャート下段に、「支援開始後は、定期的に②チェックを受け、③の見直しにより、④の支援が行われます。」と挿入。 理由：サービス開始当初は、フローチャートのとおりですが、サービス開始後のチェック体制について、特に判断能力の不十分な方への支援のため、権利擁護の視点から支援者へのチェックが第三者機関から入ることを明記すべきと思います。 ※生活保護受給世帯は「無料」⇒「免除」が適切です。 また、「日常生活自立支援事業」が掲載されているが「後見制度」について不記載は違和感があります。再考が必要かもしれません。現在、国の方向は両制度を包括した「権利擁護に関する中核機関設置」を求めており、千葉県もそのようなスタンスで指導されていると伺っています。	追記・修正しました。 後見制度については、新たに14ページに追加しました。
13頁	日常生活自立支援事業についてはあくまでも判断能力が低下した方への金銭管理サービスが中心であり、ホームレス状態の方への支援は想定していません。ホームレス状態に陥る前の段階での予防としての利用、あるいはホームレス状態から生活保護を受給し住居が定まった後の利用になると思います。現状の掲載の仕方ではホームレスの方も利用できると勘違いされてしまう懸念があります。	計画本文に日常生活自立支援事業の記載があることから本ガイドブックにおいても掲載しております。 ホームレス状態にある方が利用できると勘違いしないよう、事業の説明文に「認知症や知的障害、精神障害等があり～でない方々」と修正しました。

15頁 16頁	両制度とも、日常生活自立支援事業と同様に、実施主体は都道府県社会福祉協議会です。その旨が、日常生活自立支援事業には明記されていますが、ここでは、市町村社会福祉協議会が実施主体に見えます。日常生活自立支援事業と整合性のある表記が望ましいですし、そうするとハンドブック利用者である関係機関向けの問い合わせ先は、千葉県社会福祉協議会福祉資金部となると思います。	御意見を踏まえ、臨時特例つなぎ資金制度（P15）と生活福祉資金貸付制度（P16）について、「※千葉県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を通じて実施」と追記したうえで、下記のお問い合わせ先についても「千葉県社会福祉協議会福祉資金部」を追記しました。
25頁	市川市社会福祉協議会 047-711-1413 は生活福祉資金等相談窓口 日常生活自立支援事業は別の番号です。	市川市社会福祉協議会の代表番号 047-320-4001に修正しました。
25頁	各種事業お問い合わせ先一覧に、DV、外国人、労働相談など隣接する課題に取り組む機関の記載があると尚良いと考えます。	次回改訂時に検討させていただきます。
25頁	各種事業お問い合わせ先一覧のあとでかまわないので、民間のホームレス支援NPO、フードバンク、シェルターなどの一覧があると尚良いと考えます。	民間の団体等については、設立・廃止が流動的であり、県で全てを把握できているわけではないため、掲載を差し控えたいと考えております。
その他	ホームレス状態に陥る要因の1つとして借金があると思います。ガイドブックのどこかに借金の整理方法（債務整理、自己破産等）についての簡単な情報や相談窓口（法テラスなど）の記載があっても良いと思いました。	17ページに新たに追加しました。
その他	本ガイドブックがホームレスの方本人に渡さない想定だとすれば、ホームレス状態に陥る方の特性や傾向、ホームレスの方と接する際に配慮すべき事項、支援者としての心構え（人格、人権を守ることなど）、避けた方がよい言い方など、相談対応する際に実用的な内容が掲載されていると良いと感じました。項目として難しいければ、巻末にQ & Aのような形で掲載するといった方法も考えられると思います。	県として、本ガイドブックは現在ホームレス状態にある方への支援、ホームレス状態に陥りそうな予防策としての支援、ホームレス状態にある方が自立するまでの段階で使用が想定される支援（事業）を網羅的に記載する目的で作成しております。御意見いただきましたホームレスの方々との接し方等については、相談者ごとに配慮すべき事項が異なることもあり、一律に記載することは現時点では考えておりませんが、実際にブックを活用する中で支援機関の皆様から御要望がありましたら次回改訂時以降に検討させていただきます。

【ホームレス支援ガイドブックの活用方法について】

一	具体的な支援を行う各自立相談支援機関に配布することは賛成です。 その他、ホームレス状態で住まいを確保したい方、住まいを失ったり自宅に戻れない方で生活再建したい方などに、早いうちに接する可能性がある機関に相談支援に繋いでもらうという意味や、福祉制度や情報を知ってもらう事を含めて情報提供として配布することはいかがでしょうか。 配布機関、場所の具体案としては警察、救急病院、道の駅（車上生活者）、インターネットカフェなどです。	インターネットカフェ事業者等民間事業者への配布については課題も多いと認識しておりますが、御意見を踏まえ、配布先について検討してまいります。
一	1、ガイドブックを使用した、市町村福祉事務所、自立相談支援機関、市社協職員を対象とした活用研修等を実施してはいかがでしょうか。 2、1での研修に、無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設、社協権利擁護担当、就労関連事業者等の関連機関、重層的支援体制整備事業関係者も研修受講者としてはどうでしょうか？ 3、住まいのない方は、行政サービス等からも排除されやすい方たちです。そのような課題から、自立相談支援機関のみなさんを中心に関係機関の役割分担や統一した千葉県内支援ルールやガイドラインを提示してもらえるとよいですし、無料低額宿泊所の関係者には、専門機関のスタンスや人権擁護のあり方を肌で感じていただける機会となるとよいと考えました。	県で実施している研修内で活用できないか検討してまいります。
一	比較的コンパクトな形で、分かりやすい内容になっているので、なるべく多くの支援機関に配布できるとよいと思いますし、場合によっては、支援機関を通じてホームレス状態の人（当事者）にも配布され、活用されることを想定したガイドブックになり得ると思います。そういう意味では、字体や文字の大きさなど、更に読みやすい・見やすいものに改良してもよいと思いました。	御意見を踏まえ、配布先について検討してまいります。

【ホームレス支援ガイドブック（仮称）のタイトル名について】

一	タイトル案は浮かびませんが、前述の通り、サブタイトルの「一人ひとりの関わりを大切に」というメッセージは入れた方が良いかと考えました。 また、支援対象者との信頼関係の構築が重要という思いも計画に記載されていました。また、どうしても支援対象者は孤立状態の方が多いので、「つながりを大切に」という表現の方法もあるかとも考えました。	「～一人ひとりとのつながりを大切に～」をサブタイトルとして追記しました。
一	生活困窮者自立支援事業関係の情報も掲載されていることから広義に捉えて“ホームレス及び生活困窮者支援ガイドブック”など検討が必要かと感じます。	生活困窮者について、生活困窮者自立支援法3条に規定があり、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」となっています。そのため、ホームレス状態も生活困窮者に含まれると考え、並列での記載はしておりません。 また、本ブックは計画に基づいて作成しているものであるため、「ホームレス」という単語は残すことで考えました。
一	タイトルは良いと思いますが、中身として、緊急措置的な支援を行うための支援策と、予防的な対応をまとめたページに分ける等、掲載する項目の順番も含めて検討が必要ではないかと感じました。	県として、本ガイドブックは現在ホームレス状態にある方への支援、ホームレス状態に陥りそうな予防策としての支援、ホームレス状態にある方が自立するまでの段階で使用が想定される支援（事業）を網羅的に記載しています。 様々な支援の選択肢があることを各相談支援員等に御理解いただきたいと考えており、支援する中ではじめから選択肢を狭めたくない趣旨のもとこのような構成といたしました。